

練馬区都市計画マスタープラン改定に係る実施状況報告書の作成について

1 実施状況報告書の位置づけ

都市計画マスタープランの改定に関しては、マスタープランの第8章に「見直しと評価」についての項目を設け、その考え方を記載している。

練馬区まちづくり条例(平成17年12月練馬区条例第95号)においては、都市計画マスタープランを区のみちづくりの基本計画とし、区民等、事業者、区にその遵守を位置付けるとともに、変更に関する手続きを定めている。また、「当該変更に至るまでの都市計画マスタープランの実施状況に関する報告書を作成し、公表するものとする。」(条例第5条第3項)としている。

そこで、今回変更の原案の検討に先立って「実施状況報告書」を作成する。

2 これまでの経過

- | | | |
|-------|------------|-------------------------|
| 7月12日 | 環境まちづくり委員会 | |
| | | 練馬区都市計画マスタープランの改定について報告 |
| 7月25日 | 都市計画審議会 | |
| | | 練馬区都市計画マスタープランの改定について報告 |

3 今後の予定

《平成24年度》

- | | | |
|--------|---------------------|------------------|
| 11月16日 | 都市計画審議会・まちづくり提案担当部会 | |
| | | 実施状況報告書の作成について報告 |
| 12月 | 環境まちづくり委員会 | 実施状況報告書の報告 |
| | 都市計画審議会 | 実施状況報告書の報告 |
| 1月 | 実施状況報告書公表、意見書の受付 | |
| 3月 | 環境まちづくり委員会 | 公表結果報告 |
| | 都市計画審議会 | 公表結果報告 |